

いちばけんぽ

東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2020年
春号



健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

令和2年度 予算と事業計画

健保勘定の予算（保険料率9.90%）

収入の部	2年度予算（千円）	割合	事項
保険料収入	8,803,301	97.26%	
その他の収入	247,665	2.74%	調整保険料収入、財政調整事業交付金等
収入総額	9,050,966		

支出の部	2年度予算（千円）	割合	事項
保険給付費	5,191,600	57.36%	医療費、現金給付の支払い
納付金	3,115,580	34.42%	前期・後期高齢者納付金等の支払い
保健事業費	205,417	2.27%	職場健診・人間ドック等の費用
その他の支出	538,369	5.95%	事務費、予備費等
支出総額	9,050,966		

介護勘定の予算（保険料率1.70%）

収入の部	2年度予算（千円）	支出の部	2年度予算（千円）
保険料収入	1,015,773	介護納付金	991,871
その他の収入	61	その他の支出	23,963
収入総額	1,015,834	支出総額	1,015,834



健康保険料率は財政健全化計画により、平成28年度の10.40%から令和元年度の10.00%に段階的に引き下げましたが、予算編成にあたり中長期的財政検証を行った結果、令和2年度の保険料率は9.90%とすることにいたしました。

また、介護保険料率は前年度同様の1.70%を維持しております。

なお、保険料一覧表につきましては「いちばけんぽホームページ」に掲載しておりますのでご確認ください。

【保険料率の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
健康保険料率	10.40%	10.20%	10.00%	10.00%	9.90%
介護保険料率	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%	1.70%

令和2年度事業計画（基本項目）

- (1)被保険者の資格、標準報酬月額・賞与額の適正な調査決定に努める。
- (2)資格取得時等にマイナンバーの収集、登録を確実に行う。
- (3)個人番号化に伴い新保険証の交付及び一斉更新を行う。
- (4)電子申請の義務化に伴い、システム環境の整備等を行う。
- (5)健康保険及び介護保険料債権の管理及び確実な収納に努める。
- (6)診療報酬明細書（レセプト）点検の強化、医療費の分析、

- ジェネリック医薬品の使用促進等により医療費の適正化に努める。
- (7)年1回の紙での医療費通知と併せてWebによる医療費通知を実施する。
- (8)ジェネリック通知を医療費通知と併せて実施する。
- (9)各種健診、相談、指導等生活習慣病予防に重点を置いた事業を実施する。
- (10)機関紙・ホームページにより業務、医療、健康等の情報を適切に提供する。

令和2年度事業計画（保健事業）

(1)健康診査（特定健診）の実施

(ア)直接契約（39健診機関）

健診種目	年齢制限	受診者負担額（円）
①一日人間ドック健診（平均額） ※健診機関により料金は異なります	40歳以上	19,000
②生活習慣病健診 胃部血液検査	制限なし	8,000
③生活習慣病健診 胃内視鏡・バリウム検査	40歳以上	10,000

(イ)全国一括契約

健診種目	年齢制限	受診者負担額（円）
①人間ドック健診	40歳以上	16,500
②生活習慣病健診	制限なし	6,500
③婦人生活習慣病予防健診 受診機会の拡大（春、秋実施）	制限なし	6,000

(ウ)職場健診

健診種目	受診者負担額（円）
①職場健診	4,000

(エ)40歳以上の扶養家族に対し、特定健診（負担なし）を新設

(オ)メンタルヘルスの相談窓口を東振協（東京都総合組合保健施設振興協会）と契約のうえ実施

(カ)二次健診該当者、要医療者等への受診勧奨の実施

(キ)歯科健診を実施

(2)特定保健指導の実施

健診結果に基づき、健康管理が必要な方に対し、特定保健指導を行う。

(3)インフルエンザ予防接種費用一部補助

- ①補助金対象者…全被保険者を対象に実施する。
- ②補助金額………年1回1,000円を限度とし実施する。
- ③対象接種期間…令和2年10月1日～令和3年2月末日まで
- ④予防接種の実施方法

ア) 東振協を利用する場合

- ・あらかじめ補助金額を差引いた額で接種できる。

イ) 東振協以外の医療機関を利用する場合

- ・接種後「申請書」に、「領収書」を添えて提出する。

(4)脳検査委託事業の実施

- ・東振協と検査業務委託を契約し、全国、約140の医療機関が利用可能。
- ・脳検査費用は、1人1回につき30,800円（税込）以下の契約で、全額利用者負担となる。
- ・対象者は、被保険者、被扶養者とし、年齢制限はなし。

(5)一泊人間ドック、脳ドックの実施

- ・一泊人間ドック（38,200円）・脳ドック（66,000円）は、全額利用者負担で割引契約を継続する。

(6)保健指導宣伝事業

- ・機関紙「いちばけんぽ」を原則、年4回（3月（春号）、6月（夏号）、9月（秋号）、12月（年末号））発行する。
- ・健診・レセプトデータの経年解析を行い、組合全体又は事業所単位の健康増進に関わる課題を整理するため委託業者と契約。



- ・国（健康保険組合連合会）が行う「組合運営サポート事業」として健康管理アプリ（スマートフォン用）を導入。
- ・加入者に向けた健康教室の実施。（健康づくりの働きかけ）

(7)体育奨励事業について

- ・東振協主催の「ミニマラソン大会」への参加の補助を行う。
- ・スポーツ施設「ルネサンス」との団体契約

(8)契約保養所利用料一部補助について

- ・補助金は、1人1泊2,000円で年間3泊（6,000円）を限度とする。
- ・旅行会社との利用契約＝近畿日本ツーリスト、JTB（Web）、日本旅行等
- ・公共施設との利用契約＝休暇村協会、ハイツ・いこいの村等
- ・施設と直接利用契約＝かんぼの宿、グリーンピア津南、プリンスホテル等

医療機関で本人確認が行われる場合があります！

令和2年1月10日付で厚生労働省より通知があり、保険医療機関及び保険薬局において本人確認を行う方法が示されました。他人の被保険者証を流用して受診が行われた場合には、「保険料納付なしで給付を受けることによる保険財政への影響」、「本来の本人の診療記録をもとに医療が提供されることにより身体に異常をきたす可能性」があるため、本人確認の必要性が示されています。

義務付けではありませんので、全ての医療機関で本

人確認が実施されるわけではありませんが、今後みなさんの受診時に身分証明書の提示を求められることがあります。一般的には、「運転免許証」、「パスポート」、「個人番号（マイナンバー）カード」、「身体障害者手帳」、「在留カード」等の写真付き身分証明書の提示を求められることが多くなると思われます。

本人確認書類を提示できなかったことだけで受診できなくなるわけではありませんが、できる限りご協力くださいますようお願いいたします。

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください

「健康スコアリングレポート」の概要について

2018年度より全国の健康保険組合に厚生労働省より「健康スコアリングレポート」の通知が行われています。

各健康保険組合の加入者の健康状態や健康づくりの取り組みを全健康保険組合平均や業態平均と比較して5段階評価により「可視化」したものとなっています。

レポートの情報を健康保険組合の事業主が共有し、従業員などへの予防・健康づくりを推進することを目的としています。

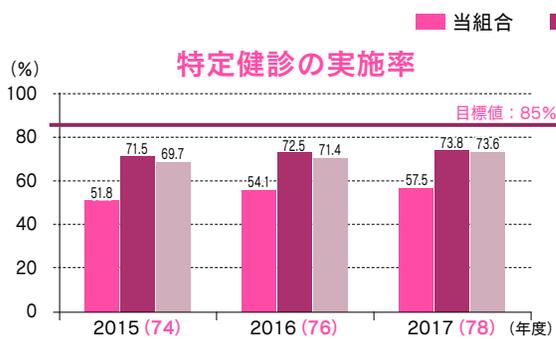
※本データは、特定健診・特定保健指導の対象者である40歳～74歳の方のデータとなります。

顔マークの見方

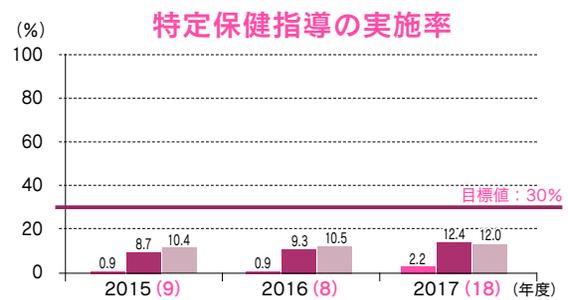
全健康保険組合平均を100とした際の各組合の相対値を高い順に5等分し、「良好😊」から「不良😞」の5段階で表記しています。



当組合の特定健診・特定保健指導の実施状況



特定健診の実施率	2015	2016	2017
当組合	51.8% 233位/254組合	54.1% 234位/254組合	57.5% 232位/255組合
業態平均	71.5%	72.5%	73.8%
総合組合平均	69.7%	71.4%	73.6%



特定保健指導の実施率	2015	2016	2017
当組合	0.9% 229位/254組合	0.9% 220位/254組合	2.2% 229位/255組合
業態平均	8.7%	9.3%	12.4%
総合組合平均	10.4%	10.5%	12.0%

※ 実施率は2017年度実績。目標値は、第2期（2013～2017年度）特定健康診査等実施計画期間における保険者種別目標。

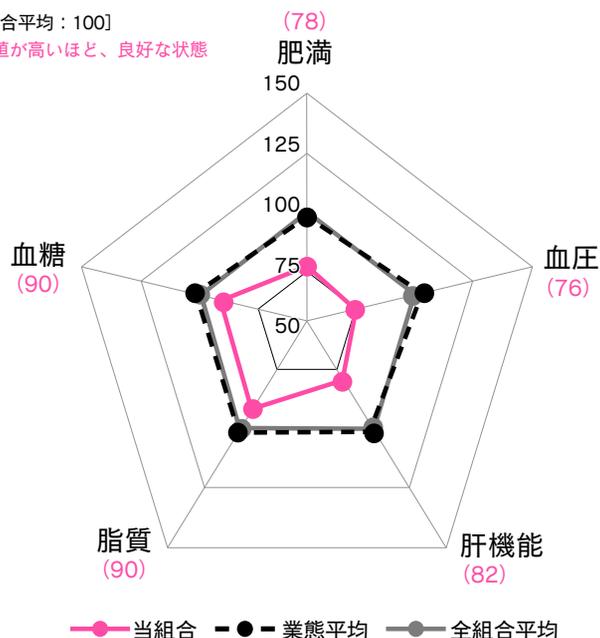
※ 順位は、保険者種別（単一・総合）目標の達成率の高い順にランキング。

※ ()内の数値は、総合組合平均を100とした際の当組合の相対値。

当組合の生活習慣病リスク保有者の割合

[全組合平均：100]

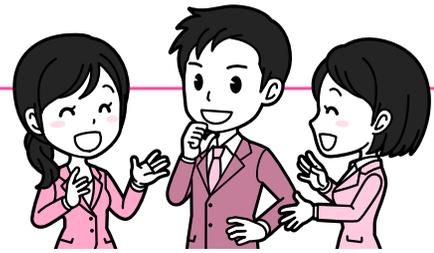
*数値が高いほど、良好な状態



肥満リスク	😊	😊	😐	😞	😞
血圧リスク	😊	😊	😐	😞	😞
肝機能リスク	😊	😊	😐	😞	😞
脂質リスク	😊	😊	😐	😞	😞
血糖リスク	😊	😊	😐	😞	😞

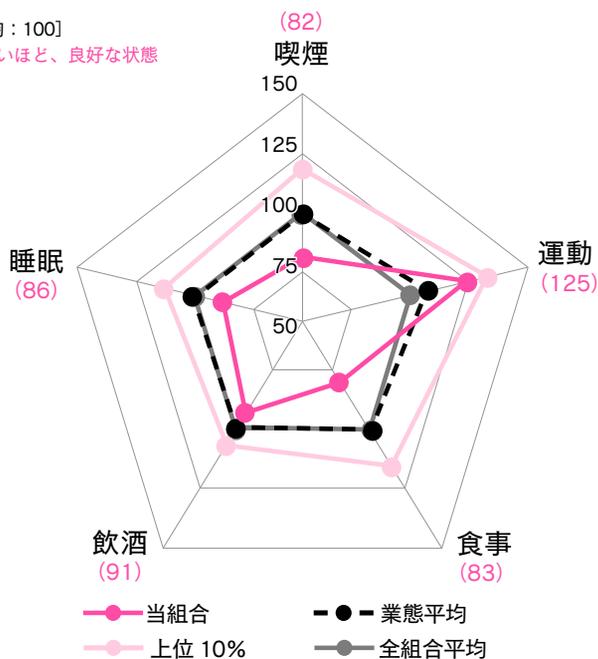
※ 2017年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

当組合の適正な生活習慣を有する者の割合



[全組合平均：100]

*数値が高いほど、良好な状態



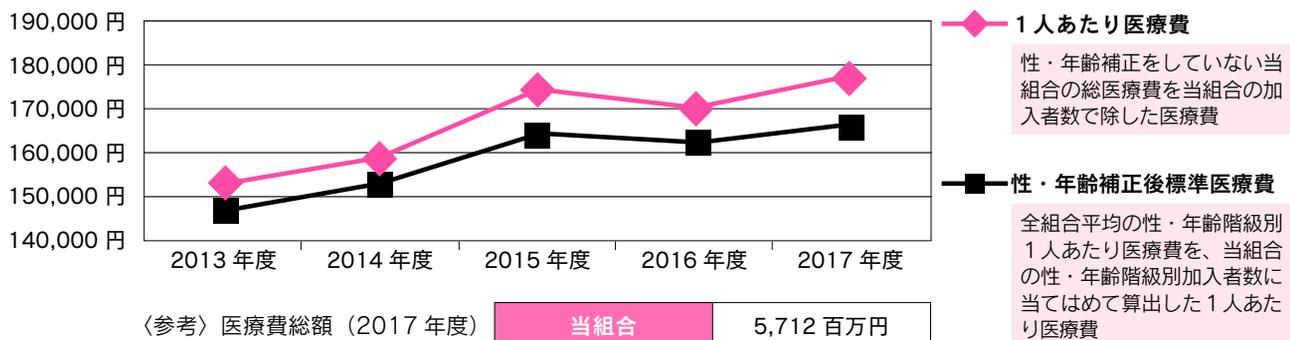
喫煙習慣リスク	😊	🙂	😐	😞	😡
運動習慣リスク	😊	🙂	😐	😞	😡
食事習慣リスク	😊	🙂	😐	😞	😡
飲酒習慣リスク	😊	🙂	😐	😞	😡
睡眠習慣リスク	😊	🙂	😐	😞	😡

※ 2017年度に特定健診を受診した者のみのデータを集計。

※生活習慣データについては、一部任意項目であるため、保険者が保有しているデータのみで構成。

※上位10%は業態ごとの上位10%の平均値を表す。ただし、業態内の組合数が20以下の場合には全組合の上位10%の平均値を表示。

当組合の医療費の状況 … 1人あたり医療費と性・年齢補正後標準医療費の推移



◆ 1人あたり医療費
性・年齢補正をしていない当組合の総医療費を当組合の加入者数で除した医療費

■ 性・年齢補正後標準医療費
全組合平均の性・年齢階級別1人あたり医療費を、当組合の性・年齢階級別加入者数に当てはめて算出した1人あたり医療費

当組合における電子申請の運用開始時期について

現在政府は、行政手続きコストを削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として特定の法人(※1)が社会保険に関する手続きを行う場合、令和2年4月以降一部手続き(※2)について電子申請が義務化されることになりました。

しかしながら、国が構築する新環境(マイナポータルを窓口とした電子申請環境)が令和2年11月から運用開始予定とされていることから、新環境を利用する当組合においては4月時点で電子申請を利用できないことが判明いたしました。そのため運用開始までの間は、従来どおりの方法でお届け願いたいと思います。

電子申請運用開始について詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。

(※1) 特定の法人とは

- 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社
- 投資法人
- 特定目的会社

・電子申請の義務化は、各特定法人の事業年度から適用され、社会保険労務士や社会保険労務士法人が、義務化の対象となる法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

(※2) 義務化対象の一部手続き

- 報酬月額算定基礎届
- 報酬月額変更届
- 賞与支払届

